

別府市監査委員告示第4号

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長等から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

令和7年5月28日

別府市監査委員 姫 野 綾

同 市 原 隆 生

同 藤 野 博

1 市民課

監査実施期間 令和6年8月26日から令和6年10月29日まで

(1) 証明書コンビニ交付サービス提供業務について

1件500万円を超える委託料の執行何に必要な財政担当部長の合議がなされていなかった。別府市予算事務規則第25条第1号の規定に基づき適正に事務処理されたい。

また、契約書と契約の申込みとして提出される見積書に記載された業務名が異なっていた。契約書及び見積書の内容を精査し、適正な事務処理に努められたい。

(措置結果)

令和7年度においては、別府市予算事務規則の規定のとおり財政課へ合議を行っています。

同様の事務処理漏れが発生することのないよう注意喚起を行いました。

契約書と見積書の業務名については、業務内容の正確性を図るためにも見積書と契約書の業務名が異なることのないよう課内職員へ徹底いたしました。

(2) 戸籍証明書コンビニ交付連携サービス提供保守業務について

契約の申込みとして提出される見積書に業務名が記載されていなかった。契約書及び見積書の内容を精査し、適正な事務処理に努められたい。

(措置結果)

令和7年度の見積書等には業務名の不記載はありませんでした。

今後も見積書に関わらず必要な事項が記載されているかの確認を徹底いたします。

2 消防本部・消防署

監査実施期間 令和7年1月9日から令和7年2月28日まで

(1) 旅費及び費用弁償について

令和6年度の旅費及び費用弁償において、旅行命令権者が旅行命令を発していない事例、消防団員の旅行命令を失念していた事例、旅費を事後に支給した事例、旅行後の復命がなされていない事例及び精算が遅れていた事例が見受けられた。

別府市職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正に事務処理されたい。

(措置結果)

監査指摘後、旅費及び研修等の担当課である総務課長が、管理職を除く職員の旅行

命令を発していたものを、条例に基づき、各課等の長が発することとしました。また、職務命令で派遣したものについては、訓練や研修終了後に作成していた報告書を復命書と改めることとしました。また、未精算であった旅費はすべて精算を完了しました。

監査以降、別府市会計事務規則に基づき適正に事務処理を行うべく、旅行計画及びチェック表を作成し、処理に漏れがないか確認できる仕組みを整えました。

(2) 委託契約について

提出された作業完了報告書の作業内容の記載が不十分であったもの、また、契約時の清掃基準表に定めた清掃の一部において実施確認ができていなかったものが見受けられた。受注者に適正な作業完了報告書の提出を求め、履行確認を徹底されたい。

(措置結果)

委託契約において、監査で指摘のあった実施確認ができていなかった点については、受注者と改めて作業内容の確認を行い、適正な作業完了報告書を受領しました。監査指摘後は、清掃基準表に定めた作業の履行及び作業完了報告書の記載内容の確認を確実にし、事務改善を図ることとしました。